

児童手当を受けている方へ

お済みですか「現況届」

6月中に提出

児童手当または特例給付の支給を受けている方、6月は「現況届」を提出する月です。

これは、受給者の方が前年の所得、養育の状況などを町に提出していただく手続きです。

この届け出は、引き続き児童手当が受けられるかどうかを決める大切なものとなります。

受給の資格があつても、6月1日から30日までの間に、「現況届」を提出し、手続きを済ませていただかないと、6月分からの手当は受けられなくなることがありますのでご注意ください。

なお、今年の1月1日以後に横芝町に引っ越してきた人は、「現況届」の他に、以前に住んでいた市区町村の「61年中の所得証明書」が必要となります。

改正された児童手当制度

児童手当制度は、61年に大幅改正され、児童手当の対象範囲を3番目の子から、2番目の子までに広げられました。同時に、3年間で対象年齢が段階的に変わることになっています。今年は、その2年目に当たり、次の子供が児童手当の対象になっています。

(13) 広報こしばらよき

課(内線29)にお尋ねください。

■場所 県立東金養護学校
■締切り及び申込み先

午前10時～午後3時

■日時 7月24日(金)

心身障害児巡回相談

心身に障害のあるお子さんの育児に関する問題や教育上の問題で悩んでいる方々のために、巡回相談を行います。

君も青年団に仲間入りしませんか!!



町青年団では、新入団員を募集しています。時代にあった行事を企画し、町のよりよい発展と団員相互の親睦を深めるため努力しているのが、青年団です。あなたも一緒に楽しい活動をしませんか。

62年度行事予定

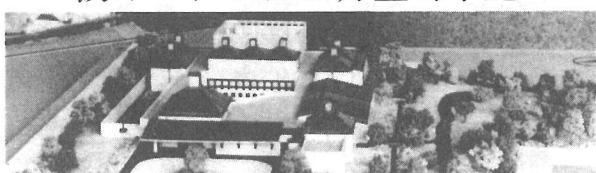
4月	入団式	10月	美化運動
5月	親睦会	11月	文化祭
6月	球技大会 ディスコ大会	12月	老人ホーム慰問 (もちつき 他)
7月	野外活動	63年 2月	冬季移動学級(スキー)
8月	夏季移動学級 (キャンプ)	3月	定期総会
9月	球技大会		

*入団希望者は、団長大野雅弘(②0408)へ。

新しい火葬場が9月末に完成します

山武郡市広域斎場

仮オープンは8月上旬予定



完成予想図

使用料金は次のように改定されます。

火葬炉使用料

区分	組織市町村住民	組織市町村外住民
満12才以上	15,000円	45,000円
満12才未満	8,000円	24,000円
死胎及び胞衣等	4,000円	12,000円

靈柩車使用料

使用1回につき10,000円(パン型靈柩車使用で、迎えのみ)